八九一年濃尾地震と地域社会の動向

――尾張北部・西部地域の被害と対応について

羽

賀

祥

はじめに

ど、一○○名をこえる参列者があった(〔付論一〕を参照)。と、一○○名をこえる参列者があった(「行論一〕を参照)。と、一○一○年は濃尾地震から一二○年目の節目の年に当たってた。二○一○年は濃尾地震から一二○年目の節目の年に当たっている。十月二十八日には岐阜県内の震災死亡者を祀る震災紀念堂いる。十月二十八日には岐阜県内の震災死亡者を祀る震災紀念堂の法要には罹災者の子孫や地元若宮町二丁目の町内会関係者なの法要には罹災者の子孫や地元若宮町二丁目の町内会関係者ないる。十月二十八日、岐阜県本巣郡根尾谷の法要には罹災者の子孫や地元若宮町二丁目の町内会関係者ないる。一○○名をこえる参列者があった(〔行論一〕を参照)。

地」とまで評される場所である。
地」とまで評される場所である。
地」とまで評される場所である。
とって聖のな著書も刊行された。根尾谷は地震学上きわめて特異性をもっ的な著書も刊行された。根尾谷は地震学上きわめて特異性をもった場所であり、「地震・地震学の分野における総括に、「地震・地震は二〇〇年代に入って、村松郁栄・松田時彦・岡田

濃尾地震に関する歴史学的研究の分野では、岐阜・愛知両県の

自治体史の記述のほかに、これまで主として罹災者救済と災害復旧の政治過程を中心に研究が進められてきた。罹災者救済につい好善社・震災実業救済会などキリスト教団体による救済活動の研究、政治史においては、災害を政治史研究に組みこむことをめざれ、これまで主として罹災者救済と災害復して、震災復旧をめぐる政府や岐阜県議会の動向に焦点を当てたして、震災復旧をめぐる政府や岐阜県議会の動向に焦点を当てたい、これまで主として罹災者救済と災害復

震尾地震についての最新の調査研究は、中央防災会議が編集した『一八九一濃尾震災報告書』(二○○六年)である。この報告書では、濃尾地震の地震学上の特徴、建築物や土砂災害の概況、時早・愛知両県の被害と救済の状況、災害救援の様相、濃尾地震の教訓といった各分野の研究者を結集した内容からなり、はじめの濃尾地震についての最新の調査研究は、中央防災会議が編集しに入って、濃尾地震の共同研究の成果も刊行された。

ている。しかし、この地震が生み出した甚大な被害の状況や政治このように濃尾地震の研究はここ十数年でかなりの進展を見せ

地震後の様相や救済・復旧の状況については、 諸書には言及されている。 屋市内の被害についてはよく知られ、 状況や、 岐阜市・ るしく遅れていると言わざるをえないのが研究の現状であろう。 的 社会的対応に関して、 尾張紡績会社の煉瓦建築が崩潰した愛知県熱田町や名古 大垣町・ 笠松町・枇杷島町・清洲町などの市街地の被害 地域社会により密着した検討はいちじ しかし、 岐阜・愛知両県の農村地帯の かならずといっていいほど 自治体史の記述以

外に依るべき研究がないのが実情である

西春日井郡の西部、 体を捜索する様子や庄内川堤防の崩落した被害地の様子は、 きかった地域である。とくに、枇杷島における倒壊した家屋の遺 新川、 害を被った。「名古屋近接地にて最も其惨状を極めしは、 被害は軽微なものにとどまったが、 やその模写図に描かれ、 春日井・中島・丹羽・葉栗・海西・ こでいう尾張北部・西部地域は、名古屋市の北西部に位置する西 本稿では調査すべき対象を尾張北部・西部地域としている。 飯田汲事によれば、 清洲及び清水なるべし」と、愛知県内でもっとも被害の大 丹羽郡の南部で震度七と推定されている。 中島・葉栗・海東各郡のほとんどの町村 多くの地震文献写真集に掲載されていっ 他の五郡はきわめて甚大な被 海東の六郡をさす。 海西郡の 枇杷島、 写真

いった中河川が伊勢湾に注ぎ、また中河川に領内川・玉野川・三東濃地域を源流とする庄内川、新川、五条川、佐屋川、日光川と尾張北部・西部地域は、岐阜県との境を流れる木曽川と岐阜県

している。 明治期にこの地域で荒田畑の積極的な開発がなされたことも指 取り囲まれるようにして各地に島畑と呼ばれる独特の土地利用 きた用水が発達した地域であった。 带、 部から海西・海東両郡にかけては海抜○メートル地帯であり、 広範に展開しているという地理的特徴をもっている。 によれば、この地域は水田・畑作複合地域であるが、 木津用水が開削され、 は木曽川と庄内川に挟まれた多くの中小河川 水排水の問題を抱えつづけた低地帯である。 宅川といった小河川が流れ込んでいる平野地帯である。 北部地域は水資源に乏しい台地であり、 近代には新木津用水などの開削も行わ 歴史地理学の溝口常俊の研 すなわち、 近世には宮田用水 ・用水が流れる低 また溝口 特に水田 中島郡· 西部地域 れ 7 地 南

することができた記念碑とその由来について簡単に触れた。することができた記念碑とその由来について報告した。また濃尾震災記論として、地震後、岐阜市に建立された供養施設、震災紀念堂でおこなわれた百二十年忌法要について報告した。また濃尾震災記念碑について別稿で紹介したことがあるが、その後の調査で確認されたの影響やそこで生じた問題など、いくつかのがもたらした地域への影響やそこで生じた問題など、いくつかのがもたらした地域への影響やそこで生じた問題など、いくつかのがもたらした地域への影響やそこで生じた問題など、いくつかのがもたらした地域への影響やそこで生じたいる。

尾張北部・西部地域の被害状況

地震直後、各町村からは郡役所を通じて、県庁に被害状況が報

害状況、 述されている。 県庁・警察など行政機関の対応、 愛知県が作成した最初の公式報告書であり、 状況報告をもとに震災報告書がまとめられて、 告された。 になって松方正義首相はこれを明治天皇の閲覧に供した。 あたる。 たとえば愛知県知事が政府に報告した『震災景況概略』 に状況報告がやつぎばやに提出されていった。 十月二十八日から六日間の名古屋測候所による地震観測 内閣ではこの報告書を十一月六日閣僚に回覧し、 そして愛知・岐阜の県庁や警察部、 被害者救済の状況がそれには記 十一月三日までの被 政府へ提出された その後、 測候所から政 こうした がそれに これは 十二日 府 宛

ら三つのランクに区別されている。の六郡の被害状況を見てみよう。この六郡は震度や被害の程度かの六郡の被害状況を見てみよう。この六郡は震度や被害の程度かこの報告書のうち、西春日井・丹羽・中島・葉栗・海東・海西

西春日井郡震況

シテ之ヲ消防シタリ、 キヲ以テ、 火六ヶ所ニ發シ、 震中俄然湧水セシ個所尠カラス、 下小田井辺ハ堤塘ノ壊烈陥没殊ニ甚シク、竹薮凡二反歩程他 、地盤上へ飛ヒ移ル等、 本郡ノ震動ハ県下ニ於テ最激烈ヲ極メ、 頗ル酸鼻ヲ極メタリ、 県庁ヨリ依頼セシ第三師団兵士ノ助力ヲ得、 警察官消防夫ノカニ依リ鎮火スルノ見込ナ 死傷者及家屋倒潰等ハ、 奇異ナル変化ヲ顕スモノアリ、 該郡役所ハ即日県官・ 且ツ家屋倒潰夥シク、 本郡西部枇杷島 別表ノ如クニ 師団兵

護シ、又医員ノ派出ヲ乞テ負傷者ヲ治療セリ助力ニ依リ、仮小屋及焚出所ヲ数ヶ所ニ設ケ、罹災貧者ヲ救

丹羽郡·葉栗郡·中島郡·海東郡震況

療 周到ナラス、 所等ヲ設ケ、 普ク及ヒ難キヲ以テ、 葉栗郡黒田・北方、 甚シキハ別表ニ記スルカ如ク、 ノ多キハ中島郡ヲ以テ最トス、 派遣ヲ乞ヒ、 、町村ハ最モ惨状ヲ極メタリ、 此. ノ普及ヲ得タリ 僅カニ一身ヲ全シタルニ過キサレハ、罹災貧者救護方等 四 皆全郡ニ渉リ、 . 郡ノ震動ハ西春日井郡ニ異ナラサルヘシト雖モ、 之ヲ救護シ、 今回侍医並赤十字社医員ノ出張アリ、 各所ニ治療所ヲ設ケタルモ、 中島郡奥田・起・一宮近傍、 県官ノ助力ヲ乞ヒ、各村ニ仮小屋焚出 其数夥多ナルニ郡村吏モ皆罹災者ニシ 又医員不足ナルヲ以テ、 殊二丹羽郡岩倉・犬山・小折、 此四郡ノ罹災救護ヲ要スルモ 其各郡死傷者及家屋倒潰等ノ 猶負傷者ノ治療 海東郡津島 各地医員 初メテ治

海西郡震況

東京政府へ伝えられた。
東京政府へ伝えられた。
東京政府へ伝えられた。

たい。

こうした郡単位での被害の総括は、愛知県のほか愛知県警察部たい。

に問い合わせた結果について、次のように復命している。た愛知憲兵隊本部の藤原憲兵曹長は、実地に見分し、また警察署十月二十九日に西枇杷島・新川両町から一宮町にかけて視察し

- 焼失戸数は不明である。(1) 西枇杷島町の人家の八割は潰れ、三か所から出火したが、
- 険がないと判断したため車馬の通行を許可している。(2) 枇杷島橋は中央で折れ、中央部は川面に接しているが、危
- 内では罹災民の救助が行われている。(3) 庄内川の中州にある西春日井郡役所はほぼ潰滅したが、庭

- が確認した死者は七九人、行方不明者二八人である。(4 枇杷島・西枇杷島・新川の三町で二十九日午前までに警察
- 街の損害は西枇杷島町以上であった。(5)新川町内では道路に沿って二、三町ほど地割れが生じ、市
- 在調査中である。の内五八人は第三師団の歩兵隊が掘り出した。負傷者は現の内五八人は第三師団の歩兵隊が掘り出した。負傷者は現(6)清洲町では九割ほどの家屋が潰れ、六二人が圧死した。こ
- (7) 西春日井郡下津村では地割れした箇所から泥水が噴出し、
- (9) 二十八日夜に愛知県庁は医員一人、医学官四、五人を一宮にいても一宮屯所では関係官吏と協議して実施した。の検視は一宮屯所が警察署長と協議して、町を南北に二分の検視は一宮屯所が警察署長と協議して、町を南北に二分の検視は一宮屯所が警察署長と協議して、町を南北に二分の検視は一宮市では家屋倒潰は清洲町と同じで、圧死者も二十九日(8) 一宮町では家屋倒潰は清洲町と同じで、圧死者も二十九日(8)
- 混雑名状すべからず」というものだった。女は飢に泣き、男子は潰屋取片附又は家財運搬に奔走し、(10)清洲町・一宮町の状況は「恰も戦争後の有様なり、老幼婦

町に出張させ、

救急医療を施させた。

二十八日だけで三〇〇人以上であったという。(11) 中島郡浅井村の接骨医森林平方へ治療を求めてきた者は、

八九一年濃尾地震と地域社会の動向

--尾張北部

・西部地域の被害と対応について―(羽賀

か

(12)一宮警察署の調べでは二十九日正午までに管内の死者は五 ○○人に上った。

せて、 そして中島郡一宮町を視察し、 こうした視察報告とそれぞれの町村における調査史料を付き合わ 藤原曹長は西春日井郡の西枇杷島から北上して、 13 被害の実態を正確に再構成すべきであろう。 一宮屯所も半壊したので道路に机を出して事務を執った。 地震直後の被災状況を報告した。 新川・清洲

する場所の一つとなった。 様だった。 木松ヲ傾倒セリ、 堤防については、 られたのは、 要な課題がある。 こうした河川・用水と堤防の被害状況について検討するという重 川や直接伊勢湾に流れ込む低地で、 状に大きな変化をもたらした。とくにこの地域は中小河川が庄内 介され、 写真や挿し絵によって紹介され、 地震は土地の亀裂、隆起・陥没、 その被害の状況は地震後に刊行された種々の実録に紹 西春日井郡の庄内川右岸堤防であり、 其深キ処ハ凡ソ一丈二尺ニ及ヘリ」という有 「延長数十間、 愛知県内における堤防被害がもっとも顕著に見 馬踏等一面陥落崩壊シ、 河川や用水が入り組んでおり、 堤防の崩壊など土地形 濃尾地震の被害を象徴 下小田井村の 為二並

年後、 課題のほかに、 てみることも必要である。とくに地震直後は日常性が解体した危 尾地震の被害状況を町村のレベルで微視的に復元するという 三年後の被災地の様相を再現し、 地震直後、 地震直後の数日、 その変化の特徴を検討し 十日後、 百日後、

> 機状況のなかで、 呈してくる 通常の社会秩序の特質や人間・集団の性質が露

愛知憲兵隊本部の東京への報告書には、名古屋市内での次のよう 曹長の復命書によれば、 では特異な現象も生まれていた。たとえば先に紹介した藤原憲兵 関による救助・手当など検討すべき課題は多い。こうした状況下 んことと恐を為し、 水が噴き出した有り様を見た住民は、「一時は世の滅失するなら わないなかでの緊急の避難、 な噂が記述されていた。 地震直後の二十四時間で何が起きたのだろうか。救援体制が整 一家戸外に団欒念仏を唱」えたという。また、いくくそとまるくなり 清洲町では地割れした箇所から激しく泥 罹災者相互による救助、 地元行政機

上げていくことが必要であろう。 ていたと思われるが、そうした風聞やそれへの反応を丹念に拾 人心の不安から生まれたさまざまな風聞、 声を発して市街を歩み廻る、 復する者なく、 太鼓撃拆鉦等を打鳴らし、 名古屋市内の如き種々の風説百出し、兎角人心愉々本業に 夜の如きハ人民申合せ夜警を為す心得にて、 其様殆と児戯に類するものあり 甚しきハ石油の空箱を引廻し、 流言飛語が飛びかっ

の開設、 地でなされた。また、 地震後数日は犠牲者の埋葬・供養、 日常生活へと復帰するために必要な時間であるかもし 被害にあった建物などの取り片付け、 十日という時間は、 負傷者のための臨時救護所 運沌とした

異常な空間 炊き出しなどが各

六

団の行動様式を子細に検討する必要がある。

団の行動様式を子細に検討する必要がある。

団の行動様式を子細に検討する必要がある。

い。たとえば、焚出所は一週間から十日ほどで閉鎖されている。
い。たとえば、焚出所は一週間から十日ほどで閉鎖されている。

| 災害救済と社会的公正

次のような論達を発した。 通常の生活が崩壊した非常事態のなかで、流通システムの安定 地目常必需の物品をして高価ならしめ、非道の私利を営み被害 大民に困難を与へんこと」を制止するために論告を発することが あった。地震が起きた当日、十月二十八日愛知県知事岩村高俊は 大のような論達を発した。

罹災者の窮苦を増し、情誼に悖る次第なれハ、当該営業者は所為は之れなき義なれども、万一心得違ひの輩ありては一層に相互に之が救護を為すべきハ当然にして、此機に乗し食料に相互に之が救護を為すべきハ当然にして、此機に乗し食料のがあるの惨状を呈し、誰か之を悲歎せざるものなからん、故らざるの惨状を呈し、誰か之を悲歎せざるものなからん、故らざるのりで、死傷人は勿論家屋の倒壊名状すへから般非常の震災に就て、死傷人は勿論家屋の倒壊名状すへか

状況ではなかった。

株況ではなかった。

本が遮断されている状態では外部からの買い入れはできず、また近隣での購入は格別の高値が付くことから、中島郡役所へ至急一○
はいても買い入れに目途もなく、とうていこの要請に応えられるおいても買い入れに目途もなく、とうていこの要請に応えられる。

対比しながらいっそう攻撃的な論調となっていた。
「奇利」をもくろむ商人や彼らと結んで「巨利」を得ようとすて「奇利」をもくろむ商人や彼らと結んで「巨利」を得ようとすき恵に頼るほかない多くの罹災者を前にして、「姦計」をこらした一月一日号は「悪むべき商人」と題した評論を載せた。他人の十一月一日号は「奸商」に対する批判が登場していた。『新愛知』

愛知県の諭達にもあったが、材木の払底は深刻であった。名古

本ほどの材木の払い下げを宮内省御料局名古屋支庁へ要請してい歩み始めたが、二五○○戸以上の被害家屋が出たため、さらに千産である御料林材木の払い下げによって、かろうじて再建の道を産である御料林材木の払い下げによって、かろうじて再建の道を産である御料本店では「売約済み」という貼り紙を貼るなどした売屋市内の材木店では「売約済み」という貼り紙を貼るなどした売

ている。また海東郡は一八九二年三月二十九日、次のような諭達を出しまた海東郡は一八九二年三月二十九日、次のような諭達を出し

明治廿五年三月廿九日

愛知県海東郡長 横田太一郎

私利を営」むことへの批判であった。

「新愛知」の論説と同じく、天皇の慈恵行為を対照させて、「奸の『新愛知』の論説と同じく、天皇の慈恵行為を対照させて、「奸

で大工を安価で供給するという広告が掲載された。材本商の廉価や大工を安価で供給するという広告が掲載された。材本商の廉価販売広告の一例を『新愛知』十一月三日号から引用してみよう。 「会般大地震二付、当県地方并岐阜県地方ハ格別ニ被害夥シク、 「家屋倉庫等ニ多少ノ損害ヲ及ボサザルハナク、為メニ新築修 「様者多ク有之哉ノ巷説有之候得共、弊店ニ於テハ材木白木類 「候者多ク有之哉ノ巷説有之候得共、弊店ニ於テハ材木白木類 「候前ヨリ貯蔵持合セ居リ候ニ付テハ、災害ニ乗シテ毫モ私利 要計ル事ナク、特ニ正当慈善ノ旨趣ニ依リ、従前ヨリー層安 可主トシ販売仕候付、此際多少ニ抅ラズ御用材御買上ゲ被 成下度、此段需用者諸君へ謹デ広告致候也

明治二十四年十一月三日

同市橘町二丁目 服部材木店 根部小十郎

な課題の一つである。
労働力を組織して実現していったかについては、解明すべき重要のだったが、広告の背後で住居などの再建がどのように原材料とこうした広告は「義捐の心組」から原価での販売を強調するも

こと以外に、家屋被害の認定という問題もある。その一例を紹介う点については、米などの食料供給の問題、「奸商」排除というければならなかった。復旧過程における社会的公正さの担保とい材木や労働力の公正な分配によって、災害復旧は取り組まれな

名古屋大学文学部研究論集(史学)

してみよう。

居宅大破 佐藤東十郎 佐藤貞蔵

佐藤 安蔵 佐藤箕吉

(十四名略

居宅全潰

佐藤儀左衛門 佐藤竹次郎 佐藤利八 佐藤作右衛門

(七名略)

居宅半潰 佐藤嘉平次 佐藤茂十郎 全倒

佐藤

みつ

佐藤勘三郎 佐藤竹四郎

(五名略)

居宅半倒 佐藤孫三郎 佐藤源九郎

佐藤 こう 佐藤冨次郎

(六名略)

実正也、 前書震災被害取調表之儀ハ、尤モ公平至当ノ者ト相認申候処

対シ、彼是苦情ヶ間敷儀一切申間敷候、 然ル上ハ后日如何様ノ事情相生シ候トモ、 為其町内各自連署請 該取調ニ

仍テ如件

明治廿五年四月

佐藤東十郎 (以下、四十八名略

これは佐屋町において地震による家屋被害の程度を住民相互が

配分問題を考えてみたい。 めあうために作成されたと考えられる。つぎにそうした分配金の たために、それらの配分に関する疑念を避け、 害の状況によって恩賜金・救済金・義捐金の金額に差が付けられ 確認した後、署名して行政側に差し出した請書である。 公正さを相互に認 居宅の被

救済金・義捐金配分をめぐる問題

月三十一日号には、「公義心に訴ふ」と題する論説が掲載された。 に応じて、多額の義捐金が集められた。『新愛知』一八九一年十 地震直後から自発的に、または新聞・雑誌などによる呼びかけ 至ては、 其将さに至らんとするを前知すべからざるに非らず、其既に 皆曰く、洪水なり、海嘯なり、悪疫なり、火災なりと、然と 今回の大地震は、古今史上希に聞く所、蓋し近古以来、 の状況を記したれば、 山を抜き、地を裂き(中略)我々は一昨々日以来、各地震災 来るや、之を防ぎ之を避くるの道なきに非らず、独り地震に 局部を害し、一市巷を禍するに了はる、且つ夫れ是等天災は、 なりと雖とも、其及ぶ所沿岸に過ぎず、悪疫や火災や或は一 も海嘯は暴なりと雖とも、其被る所海浜に止まり、洪水は激 方未曾有の天災なり、世上天災の畏るべき者を挙ぐれば、人 俄頃に来り、 読者は既に其被害の頗る惨烈なるを知 突然に起り、 家を壊り、人を殺ろし、

八

き者は、 網みし、 公徳を忘る、の徒少からずとせず、 は他の勧誘を受くるも、尚ほその私財を投するを吝むが如き の任ずる所なりとし、手を束ねて之を傍観し、 の陋弊をして、 実行するの外なきなり、専制治下を去る猶ほ遠からざる人民 るべからざるなり、之をなすの道は、 訴ふるの愚をなさず、宜しく進んで之に処するの道を講ぜざ 5 が、 れたるあらん、 己ありて人あるを知らず、銭ありて徳あるを知らざるの 狡獪點猾至らざるなく、他人の窮厄に乗じて、 以て富者、 既に人情世道の範囲に脱出したる豺狼狐鼠の部類と 公衆の災害を奇貨として、 公共救恤事業の如きは、 我々は災後の苦語を列らべて、 貧者を救ひ、 幸者、 私計を企てんとするが如 彼の利己一徹の主義を取 不幸者を恤むの義務を 唯国民たるの公義心に 動もすれば独り官府 甚しきに至て 不平を天に 奇利を

訴へて、 取り、 主張した。この論説の最後に、 産をもつ中流以上の者は 公義心」の発露として紙上で主張され、 れたのである 反社会的行為を論難したのである。 れに続けて、 不義の利を貪」らんとすることを強く非難した。そして財 飽くまで之を排除せざるの外なき」ときわめて強い調子 愛知県知事の諭達を引き、 「社会当然の公義」を果たすべきことを 「狡獪卑吝の徒は社会の制裁力に 義捐金はまさにこうした 広範な人々に呼びかけ 「占利的狡獪商略 を

して、

我々は復た之を責めざるべし

濃尾震災以前の自然災害や不慮の事故に際して、黎明期の新聞 各社が紙面で義捐金の募集を呼びかけたことはすでに指摘されて いる。松方財政期の高知県下における窮民救済、ノルマントン号 事件や会津磐梯山噴火、一八九○年のトルコ軍艦エルトゥールル 事件を言とはすでに指摘されて 場においる。

愛知』に載せるとした。 聞 ŋ 募集の広告を紙面に出したのは十月三十一日のことだった。 れた義捐金額と寄附者 けた。『能仁新報』は日刊ではなかったため、 人の名前が掲載されはじめた。またこの日には、 上に載せるとした。そして十一月一日の紙上から義捐金を寄せた 月三十日まで、一人当たり十銭以上を受け付け、 『新愛知』を発刊していた新愛知社が 『能仁新報』を発行する能仁新報社は、 その配分を一任するとし、また寄附者の名前は (団体) 三日の紙面には、二日正午までに寄せら 十九件分が掲げられた。 「震災被害者救恤義捐 僧侶へ義捐金を呼びか 寄附者の名前は 愛知仏教会の新 愛知県庁へ送 『新愛知』 新

者は救済金・義捐金を生活の再建に使用せず、飲食や賭博によっへアルヲ以テ厳ニ取締ヲナサシム」という指示を与えていた。後金ヲ得タルニ際シ、飲食ヲ侈リ或ハ賭博ヲ誘導スルモノアルノ聞苦情喧シキヲ以テ注意ヲ与フ」、「貧民カ一時ニ多額ノ救済金義捐知県警察部では管内の署員に対して、「恩賜金救済金等分配方ニ無損金をめぐっては当時いくつかの問題が指摘されていた。愛

目を注ぐものであった。て一時的に浪費することへ監視の

計

合

5,453 円 70 銭

3,266 円 70 銭

15円35銭

1,275 円 21 銭 4 厘

だろうか。
とのように公正さは担保されたのとのように公正さは担保されたとき、

訳は【表】の通りである。 災救済金配当証明書」に見てみよ 対済金・義捐金の合計は、一万一 救済金・義捐金の合計は、一万一 大変ののであった。その内 が高い、である。

金

計

2,781 円 41 銭 4 厘

8円43銭

2厘

2,181 円 10 銭

1,234 円

捐

貧困指定義捐金

1,062円10銭

430円60銭

74円48銭4厘

軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに 軽傷者は一個分を分配することに

2,672 円 28 銭 6 厘

6円92銭

41円21銭2厘

3,806 円 1 銭 8 厘

1,085 円 60 銭

第1回

第2回

第1回 第2回

追加 第3回

合計

一般義捐金

1,719円31銭4厘

8円43銭

1,159円51銭8厘

6,204 円 94 銭 6 厘

1,750 円 50 銭

七という一

じ、 は議員の改選という状況も生まれていたという。 らだろう。 されたのは、 通達は配分法に貧富による格差があった時には あった。同じような通達は西春日井郡からも出されていた。 捐の主意に反していると、 は は町村長と議員との協議で決定される筈であったのだが、 ことは許されなかった。義捐金の内貧困者を指定した分につ ヲ醸ス」ことがあっては不都合だとしていた。こうした通達が出 分配スル」ことになっていた。 「富者ニ厚ク貧者ニ薄キ配与ヲ為セシ町村」もあり、 義捐金のうち一般への分と貧困者指定の分とを互 村民が村長へ談判に押しかけ、また警察が乗りだし、 - 備荒儲蓄金ヨリ救助ヲ受ケタル貧民へ、其家族人員ニ応シ 海東郡では救済金の分配をめぐって、 実際に町村長と議員の協議に不公正さが見られたか 海西郡役所は管下に通達することも しかし、救済金・義捐金の配分法 「多数貧民ノ苦情 各村で紛議が生 いに流用する 救済・ 実際に ある

県ではあるが、濃尾震災の直前に起きていた。一八八九年八月十てはならないものであった。実は義捐金をめぐる一つの事件が他「義捐」という人々の善意はけっして不公正さによって損なっ

+

配されたの

配は公的に保証される必要があったのである。 内容は会計検査院の審査に廻されることになっていた。公正な分 は配分調査の結果を中島郡を通じて愛知県に上申し、さらにその 先に紹介した中島郡一宮町の援助金・義捐金の配分では、 るとして、 金を集め、 かつてない被害を出した。この救済のため大阪市の山中利右衛門 九 分配せず、 の商人は、 沿日から翌二十日にかけて、 田辺町長へ下付した。この郡長の行為は「不正」であ 郡民の一 西牟婁郡長に差し出した。しかし郡長は罹災者全体へ 大阪・京都・兵庫など九三九名から七○五円の義捐 部は和歌山県にそのことを訴えたのである。 和歌山県西牟婁郡下を大洪水が襲い、 、一宮町

徴兵慰労会の第一 年に導入した徴兵制と「義捐」が関係していた。 もう一つ別の使われ方が当時存在していた。明治政府が一八七二 犠牲者・被害者への集団・個人からの支援という意味のほかに、 ところで「義捐」という行為については、災害や不慮の事件の 回報告は、このことを考えるにあたって参考資 愛知県愛知郡の

者ノ義捐金ヲ積ミ、 六年九月七日に結成された。 帰郷したとき、 愛知郡徴兵慰労会は徴兵された兵士が三年の現役勤務を終えて 満期帰郷兵に慰労金を与えることを規定していた。 |種類があり、 「慰労金」を給付することを目的として、一八八 郡内人民からのもの、 現役兵満期 規約第一条には、「本会ハ愛国篤志 ノ者へ金円ヲ贈与スルヲ目的トス」 入営しなかった徴兵適齢 義捐金に

> 円ずつ支給されたのでであった。また、 役兵は「国民男子の義務」を果たした者だが、入営しなかった男 者からのもの、 れるべき課題である。 不慮の事故に共通する で続くのかということも興味深い問題であるが、戦争・自然災害 た。このような徴兵とその反対給付としての義捐金支給がいつま て墓碑もしくは記念碑の建立、 あるいは負傷・流行病によって死亡した場合には、 子をふくめて「義捐金」が地域社会から集められ、一人当たり五 そして特別有志者からのものである。 「義捐」という社会的行為はさらに検討さ 葬儀費用に充てることも規定され 入営者が戦死した場合、 義捐金によっ 入営した現

むすびに

災害救済をめぐる社会的公正、 に即して考えてきた。最後に今後検討すべきいくつかの課題をあ 濃尾地震を考察する上で、 本稿では具体的な被害状況の検討、 義捐金をめぐる問題の一 端を町

げておきたいと思う。

役割を担ったのかということに注目すべきであろう。 りわけ震災地域が広域的であったことから、 を果たし、 の翌日には、 第一に、 被害者救済や復旧において、 あるいは果たしえなかったのかという論点がある。 高木西春日井郡長はすぐに管内の町村長を召集し 行政機関がいかなる機 郡役所がどのような たとえば地

震

報告を紹介したが、災害報告や新聞記事に頻繁にあらわれる軍隊 機関の役割である。 堂庵について、 郡内の国道・県道に架かる橋梁、 絡を取り、 べきであろう。 復旧活動への動員についても、 罹災者救助を指示し、 またもう一つ注目すべきなのが警察・軍隊・憲兵という治安 救護体制を整えた。中島郡では地震後三週間たって、 被害調査を実施するように管内町村に命じてい 本論では名古屋の憲兵隊員の地震直後の視察 また警察署や第三師団、 軍事史料を利用しながら検討す 地方税支弁の対象の樋管、 愛知病院と連 寺院

懸念も行政当局にはあった。 給与願もあり、 掛料の給与については、「小屋掛ノ必用ヲ感セサルモノ」 菜の代金と人件費) 炊き出し費用 また備荒儲蓄法に基づいて支給される食料・小屋掛料の給与など かの研究がある。 でも触れた義捐金募集・配分や負傷者への治療についてはいくつ たした役割は大きいものがあった。地震から二週間ほどたった十 についての検討はほとんどなされていない。ここでも郡役所の果 して筵・縄・木竹・ 月十四日、 第二には、 地震後の罹災住民に対する救助の問題である。 一宮町では中島郡役所の通達を受けて、 (十月二十八日から一週間分の玄米・薪・味噌・野 「受給者ノ間ニ於テモ為ニ一種ノ物議ヲ生」 他方で、 九九七円六一銭余を請求した。 板の代金六〇円 地震直後の炊出所の設置やその担当者 備荒儲蓄法の運用、 二二銭、 またを翌十五日には 町村における食 しかし、 小屋掛料と からの ずる 本論 小屋

た。

課題であろう。 た問題などについて、町村所在の史料の発掘をふくめ追究すべき料・小屋掛料の支給、それによる実際の救助の状況、現場で生じ

ければ、 ていた。 納金に二・五%の利子を付けて三〇ヶ年賦で返納することを求め 八九五年までの五年間の地租延納を願い出た。一八九六年から延 じるほかなかった。 西春日井郡では現行法律のまま徴収するため、各町村に準備を命 には総額四万四千円ほどが必要だというのが、 建に二万八千円がかかることが予想されるなど、 迫っていたが、 分法案を議会に提出し、 月二十三日大蔵省はこれを却下した。大蔵省は当時、 た十二月十日、 題がある。西春日井郡内の各町村は、 第三に、 今後の収穫は十分に確保することができず、 田は震動によって凹凸ができ、 復旧の過程で提起された地租・ 議会は解散となったため法案は棚上げとなった。 大蔵省へ地租免除の請願をおこなったが、 西春日井郡寺野村はさらに一八九一年から一 緊急事態を理由としてすみやかな議決を 地震勃発後四十日ほど経 耕地を平にする作業がな 地方税減免をめぐる問 主要な理由であっ 村の復旧のため また家屋再 租税特別処 翌年一

など、田畑の復旧にも時日を要するとして、中島郡の各町村から号)。しかし、住居の再建に費用がかかり、また地盤が陥落する九四年六月に納付することになっていた(一八九二年法律第一罹災者の一八九一年分の地租は三年間の延納が認められ、一八

務に背くと、その行為へ警告を発していた。
町村長もいた。五月九日、中島郡では町村長の行政官としての義の請願がなされていたため、地租徴税令書を納税者へ通知しないたら一九一三年まで二〇ヵ年賦で延納することを求めていた。こは再延納の請願が大蔵省と帝国議会に対してなされ、一八九四年は再延納の請願が大蔵省と帝国議会に対してなされ、一八九四年

域 とは困難な作業であるが、 域を突然襲った大災害の被害と復旧の過程を子細に再構成するこ されていくのかという興味深い問題もある。 あらわれたが、こうした社会保障の問題がこの後どのように整備 震に触発されて『災害救済論』を刊行するなど、 を円滑に進めるための保険制度は、 料的には捕まえることが難しい課題もある。さらに災害での復興 たのか。経験のないいちじるしい災害に対して動揺し、 か。また、 されたのか、またそれに必要な資金・資材はいかに調達されたの 人々の精神がどのように救済・慰撫されていったのかという、 べき問題は多い。 こうした家屋はどのようにして、どのくらいの時間をかけて再建 《を対象に少しずつ明らかにしていきたいと考えている。 のほか濃尾地震の復興、 地震による人々の不安に対して、どのように対処され たとえば、 地理的な特徴をもつ尾張北部・ 日常生活の再建について取り上げる 家屋の全半壊の甚大さを前にして、 パウル・マイエットが濃尾地 一二〇年前にこの地 具体的な提案も 傷ついた 西部地 史

誦一〕震災紀念堂百二十回忌法要について

たので、その模様を紹介しておきたい。尾地震が起きた日にあたる。当日この法要に参列することができ百二十回忌法要がおこなわれた(【写真1】)。十月二十八日は濃二〇一〇年十月二十八日、岐阜市若宮町の震災紀念堂において

有志一 国登録の有形文化財に指定された。 の碑陰には、「開基 五十年頌徳碑」(一九四一年建立)、 忌の法要が営まれていた。 一年建立)と刻まれた二基の記念標柱が立っている。 この震災紀念堂では一九四〇年に五十年忌、一 同」という文字が見える。そして二〇〇六年には紀念堂は 天野若圓 現在、 平成三年十月建之 震災紀念堂の脇には、 「紀念堂百年頌徳碑」(一九九 九九〇年に百年 天野真徹 後者の標柱

この震災紀念堂では月命日にあたる二十八日には、現在でも法

应

法要には地震の犠牲者の子孫が参列している。 宮町二丁目自治会がこれに協力している。そして、この月命日の る西村道代氏が法要を続ける努力をされ、また現在では地元の若

紀念堂を見学しており、 子牡丹・雲中天女の彫り物は浄土真宗の本堂様式を模しているこ 授・水野耕嗣氏による「震災紀念堂について――その建築的価値 氏による あった。三十分ほどの読経の後、 遺骨も納め、 〇年創建、 の名前が記されていることなど、紀念堂の歴史と特徴を紹介した。 てを供養する施設で、 あったが、 イ師による読経で始まった。法要への参加者は一○○名あまりで ―」という解説がなされた。筧氏は天野は浄土真宗の僧籍に 関東大震災の犠牲者のために建立された震災慰霊堂(一九三 の日の法要は十時過ぎに、飛騨市神岡町大国寺住職の杉坂徹 水野氏は紀念堂の建築上の特色、とくに本堂や欄間の唐獅 興味深い解説をおこなった。 「濃尾震災と天野若円」、岐阜高等工業専門学校名誉教 紀念堂は宗派に関係なく県内で犠牲となった死者すべ 現在は東京都慰霊堂として東京大空襲の身元不明者の 慰霊もおこなう)の設計を手がけた伊東忠太は震災 死者を記した台帳には約四四〇〇人あまり 彼の設計に影響を与えた可能性があるこ 岐阜市博物館学芸員・筧真理子

れている。 現在、 震災紀念堂が所蔵する史料は岐阜市歴史博物館に寄託さ そのなかの十数点が本堂に展示され、 また壁には十四

> 月刊)、『震災死亡人台帳』、『紀念堂維持法』(愛国協会本部、 若円の代議士時代の遺品などであった。 帳』(一九四〇年)、『濃尾震災六十年忌懇志帳』(一九五〇年)、 九〇六年七月)、 案」(天野若円、一八九三年十月)、「紀念堂之図」(一八九三年八 枚の震災写真が掲げられていた。 『濃尾震災七十年忌懇志帳』(一九六〇年)など震災関係と、 『特別会員簿 第四号』、 展示されていた史料は、 『濃尾震災五十年忌懇志

持法』、 五十年、 興味深い史料である。 きの答辞草案である。 博物館に寄託されている震災紀念堂所蔵史料の調査を今後おこ の史料で、戦中から戦後の変化を含めて考察できる。 版されたのかもしれない。紀念堂の維持については、『紀念堂 月に建設予想図として刊行されており、 の紀念堂開堂式の際に、 冊である。「答辞案」は一八九三(明治二十六)年十月二十八日 帳』であろう。死亡者の姓名、 なって、 これらの史料のなかでもっとも重要なものは、 『特別会員簿 紀念堂に関する検討を進めていきたいと考えている。 六十年、 七十年の区切りとなる年忌法要についても上記 第四号』によって明治期の様相がわかる。 開堂式は十月であったが、これに先立つ八 紀念堂の建立については 天野が愛国協会幹事長として挨拶したと 続柄、 生年、 寄附金を集めるために出 住所を記した厚い簿 「紀念堂之図 『震災死亡人台 岐阜市歴史

きた (【写真2】)。 今回の法要において、 本尊の阿弥陀如来像の脇に三柱の位牌が安置 震災紀念堂の内部を初めてみることがで

祀る位牌であろう。後の二つの位牌がいつ、どのような経緯で安紀念堂所蔵の『震災死亡人台帳』に記載のある死者すべての霊をされている。向かって右から、「震災死亡者之霧」、「戦役戦災死されている。向かって右から、「震災死亡者之霧」、「戦役戦災死

置されたのかは不明である。

でもおこなわれていたかどうかなど検討すべき課題は多い。のなかにも、百年忌を機に建立されたものもある。一九四一年ののなかにも、百年忌を機に建立されたものもある。一九四一年ののなかにも、百年忌を機に建立されたものもある。一九四一年のまた、震災紀念堂の境内の二基の記念標柱は五十年忌、百年忌また、震災紀念堂の境内の二基の記念標柱は五十年忌、百年忌

〔付論二〕 濃尾震災記念碑(補遺)

できたいくつかの記念碑を補足しておきたい。 震災記念碑について、事例を紹介した。最近の調査で得ることが 業者は先の論文で岐阜・愛知両県下の犠牲者のための供養塔や

基の記念碑である。
【資料1】と【資料2】は本論で取りあげた、もっとも深刻な被災地の一つであった旧中島郡の村に建立された記念碑である。
を展した断層がある本巣市根尾(旧本巣郡根尾村)の四六尺余も隆起した断層がある本巣市根尾(旧本巣郡根尾村)の四六尺余も隆起した断層がある本巣市根尾(旧本巣郡根尾村)の四六尺余も隆起した。

【資料1】【写真3】「震災紀念碑」 稲沢市西島町恵日寺境内

 $H188 \times W128$

(正面)

午前六時 天地震動 瞬時之間 家倒人斃于茲明治 二十四載 晚秋十月 二十八日

当邨即死 男女十一 嗚呼々々 桑滄前度惨状言絶 尾濃両国 倒家幾万 死者無数

三実現前

おそろしきなゐに残りし人もなし

施主

明治廿五年二月日

警察部の報告書とは違いがある。

【資料2】【写真4】「震災紀念碑」 一宮市萩原町宝光寺境内

(正面)

震災紀念碑

(裏面)

明治廿四年陰九月廿六日激震中嶋郡萩原町宝光寺現住

明治三十六年十月廿八日建設

発起者 中僧都稲本大真、補助永田環

斡旋者

同寺大師講

木全伊左衛門(他十名-

賛成員 岩田吉兵衛(他三十四名—略)

(左面

特別員 伊藤松次郎(他七名—略)

級法印丹羽真空之碑」(大正三年三月建立)という三基の記念碑れており、供養の儀式がこの寺で執行され、それを機に建立されており、供養の儀式がこの寺で執行され、それを機に建立されたのであろう。萩原村は人口三八九四人、戸数七八〇戸の村で、死者六二人・負傷者八一人の死傷者を出し、また家屋への被害は死者六二人・負傷者八一人の死傷者を出し、また家屋への被害はだ。宝光寺境内の同じ区画には「森倉蔵先生之碑」(大正二年十だ。宝光寺境内の同じ区画には「森倉蔵先生之碑」(大正二年十た五十七日建立、萩原尋常高等小学校同窓会建立)、「木全節太郎のであろう。萩原村は人口三八九四人、戸数七八〇戸の村で、たま、宝光寺境内の同じ区画には「森倉蔵先生之碑」(大正二年に建立されていない。一八九一年の地震から十三年記にあたる一九〇三年に建立されていない。一八九一年の地震から十三年記にあたる一九〇三年に建立されている。

が立つ。

十六

 $H182 \times W69$

【資料3】【写真5】「震災橫死者之碑」 本巣市根尾市場 地蔵堂

敷地内

(碑柱部分) H182 × W30

(正面)

震災横死者之碑

(裏面)

明治三十年

根尾村有志者建之

賛成此美挙者、 平哉、今茲有志者諸君將爲震災横死者建設墓碑、 雷生寒栗、 我邦有地震、 天變地異之最多災害者地震也矣、明治二十四年十月二十八日 九月椰陰道人小泉了諦撰弁書 不敏所以不敢辞者、 之家屋、慰死傷之悲惨、 衣服飲食之資料、 巡回各村、 陥落、不逞屈指人畜死傷、 震動根源之地、 悲惨之状古来無可比焉、震災後経数月、予蒙山命 封罹災者而恵於抜苦與楽之法楽、 岐阜県殊強震、愛知福井次之、美濃根尾谷以為 頃日以北野源雄君紹介、 山岳崩壊、 其間履凹凸之險路、 蓋由有法緣之深與情交之厚也、 追想当時、則今猶悚然、豈可忘往事 其数夥多令観者眼流悲淚、 河川之決潰、地盤之亀裂、 渡涵濁之水渚、 請碑陰言於予、 封窮迫者而傳於 誰有不随喜、 明治丁西 田面之

林寺の住職で、 た小泉了諦は福井県今立郡舟津村 村瀬清直ら「有志者」十八名の名前を刻む。撰文および書を書い 所もあるが、 には小泉に関連する記念碑や遺品が残されている。 て台座の正面には「有志者」という文字、左右両面には北野源雄 死ということである。記念碑の右側面には、 横死」とは、 美濃布教を積極的に展開した人物であり、 四五人の 天命を全うできず不慮の死を遂げること、 「横死者」の法名が刻まれている。 (現鯖江市本町) 苔で判読しづら の浄土真宗法 根尾谷 非命

根尾村は濃尾地震の犠牲者も対象にしていたのである。の行事は濃尾地震の犠牲者も対象にしていたのである。「忠正した。この記念碑は地蔵堂の敷地内に建っている(【写真6】)。そして地蔵堂の内部には、「戦病死者霊位」と墨書された位牌、そして地蔵堂の内部には、「戦病死者霊位」と墨書された位牌、んで、震災横死者を祀る位牌が安置されている。地蔵堂での供養んで、震災横死者を祀る位牌が安置されている。地蔵堂での供養んで、震災横死者を祀る位牌が安置されている。地蔵堂での供養んで、震災横死者を祀る位牌が安置されていたのである。

碑建立に関する史料を紹介している。 尾村史』は年月日を欠いているが、旧村内の記録から二つの記念であるが、同じ年に日清戦争記念碑も根尾村に建立された。『根実がある。この記念碑が建立されたのは一八九七(明治三○)年実の表表を表表を表表を表示。

震災征清記念碑建築有志募集主意書

テ乞フ 忌ニ当レリ、 IJ 明治二十四年ノ大地震ナリ、 予輩微衷ノアル処ヲ諒察シ玉ヒ、 シテ追悼ノ情忠烈ノ心ヲ喚起セント欲ス、愛国護法ノ諸 ヲ刻ミ、 記シ、一ハ戦争ノ状況并ニ当地方出身ノ忠死者従軍者ノ姓名 基ノ紀念碑ヲ建設シ、 スルハ悲悽惨憺ニ哀悼ノ情ニ堪へサルナリ、 嶽崩潰シ、 夫レ轟然一 ハ光陰矢ノ如ク、本年ハ早ヤコレ震災ノ七年忌、 テ、幾千ノ兄弟名誉ノ死ヲ遂ゲタルハ、之レ明治二十七八年 大戦役ナリ、 以テ清国ノ放漫ヲ挫キ、 以テ永ク死者ノ霊魂ヲ弔慰スルト共ニ、後世子孫ヲ 家屋顚倒シテ、 動天柱折レ地維缺ケ、 幸ヒコノ忌辰ニ際スルヲ機トシ、好良ノ地ニニ 嗚呼彼レト云ヒ是ト云ヒ、 一ハ震災ノ惨状及当地方横死者法諱 同胞悲惨ノ死ヲ致シタルハ、 皇国ノ光輝ヲ宇内万国ニ発揚シ 砲声天地ニ轟キ、 俄然トシテ地 応分ノ義捐ヲアラン事ヲ謹 其当時ヲ回顧追想 今ヤ指ヲ屈スル 血雨山海二漲 盤亀裂シ、 征清ノ三年 Ш

捐金を勧誘したのである。そして二基の記念碑建立のための義り、死者への哀悼の意思を示すべきものだった。一八九七年は濃り、死者への哀悼の意思を示すべきものだった。一八九七年は濃厚による死者の名前を記念碑に刻み、「弔慰」、「追悼」の意を明らによる死者の名前を記念碑に刻み、「弔慰」、「追悼」の意と戦争による死者の名前を記念碑に刻み、「忠慰」というによって悲惨な事態であり、死者への哀悼の意思を勧誘したのである。

ぼ同時期に大地震に襲われ、つづいて戦争への協力を求めら

れた根尾村の住民は、その犠牲者・協力者への追悼と顕彰を後世に残すためにその事績を記念碑に刻もうとした。災害や戦争はある意味では村民を襲った厄災であった。この厄災から生じた犠牲・貢献に対して住民の意思が、災害と戦争をともに記憶する記念碑の建立という形で示されたのであった。村は地震と戦争という厄災をほぼ同時に被った「罹災協同体」であったと見なすことができる。自然災害と戦争、あるいはまた流行病という明治後半期に多大な犠牲者を出し、集中的に日本近代の地域社会を襲った事態に対して、「罹災共同体」としての反応を示したことについては、別稿で問題提起したことがある。岐阜県下における震源地周辺地域の濃尾地震と日清戦争の受け止め方を今後検討していく必要がある。

【資料4】【写真7】「天然紀念物根尾谷断層」標柱 本巣市水鳥

正画

天然紀念物根尾谷断層

(右側面

史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ

昭和二年六月内務大臣指定

(左側面)

昭和三年四月建設

た。その理由は次のように調査報告書にある。
一九(大正八)年四月十日に公布されが、この保存法に基づいて、一九(大正八)年四月十日に公布されが、この保存法に基づいて、旧根尾村の水鳥地区では断層が大規模に隆起したことで、世界

十八

部ヲ区画シテ之ヲ保存スルノ殊ニ切要ナルヲ認ム
部ヲ区画シテ之ヲ保存スルノ殊ニ切要ナルヲ認ム
明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル明治二十四年十月二十八日、美濃尾張ヲ中心トシテ起リタル

【資料5】【写真8】「金原明善翁頌徳碑」 本巣市樽見淡墨公園

(正画)

金原明善翁頌徳碑

(裏面)

明治二十四年十月濃尾地大震根尾谷最甚、山岳崩壊河水氾濫、

首相、 業亦皆竣功焉、 本巢林友会主唱勒翁功績于石、 翁長治水之術、 而 田圃廃潰人畜死傷無算、 政府乃出国帑、 三十年七月親踏其地、 今也根尾谷一帯之地欝乎大深林、 疎通三大河修築堤防、 郷民深恐災禍、 永頌其徳云 有所企画、 議之金原明善翁 砂防之工植樹之 進言于松方 洵為偉観

昭和三年四月

従三位勲二等 井上孝哉撰

根尾には一五〇〇年余の樹齢をもつ薄墨桜がある。薄墨公園にた治水家として著名であるが、濃尾震災とは直接関係はない。岐た治水家として著名であるが、濃尾震災とは直接関係はない。岐を原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として招かれ、揖斐川上流域や金原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として招かれ、揖斐川上流域や金原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として招かれ、揖斐川上流域や金原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として招かれ、揖斐川上流域や金原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として招かれ、揖斐川上流域や金原は湯本義憲岐阜県知事に顧問として紹かれ、揖斐川上流域や金原は湯本義を関係はあるのはこの時のことで記述は一五〇〇年余の樹齢をもつ薄墨桜がある。薄墨公園に見る韓文中に「三十年七月親踏其地」とあるのはこの時のことで記述を関する。

【資料6】【写真9】「濃尾震災横死者の碑」 本巣市水鳥 地震

断層観察館横

(正画)

濃尾震災横死者の碑

八九一年濃尾地震と地域社会の動向

-尾張北部・西部地域の被害と対応について--(羽賀

江藤阡二書

(裏面)

震災横死者名

-野 梶原惣右衛門

平

(他一四四名の名前―略

平成三年十月建之

面には根尾村で犠牲となった一四五名の姓名が刻まれている。(平成三)年の地震一○○年を記念して建立された。記念碑の裏掘り下げて断層の断面を展示する施設として、一九九二年三月開掘り下がで断層の断面を展示する施設として、一九九二年三月開掘り下がで断層の断面を展示する施設として、一九九二年三月開掘り下がでいた。

註

1

○二年、ⅲ頁。なお、村松には一般向けの啓蒙書である『濃尾震災』(古今村松郁栄・松田時彦・岡田篤正『濃尾地震と根尾谷断層』古今書院、二○

書院、二〇〇六年)もある。

- 志社大学人文科学研究所編『石井十次の研究』同朋舎、一九九九年)。問題研究』四八号、一九九九年)、中西良雄「石井十次と震災孤児院」(同2 菊池義昭「濃尾震災での救済と岡山孤児院の運営体制」(『キリスト教社会
- 会福祉研究』第一一巻、二〇〇九年、「濃尾震災救援活動と社会事業(I)中西良雄による一連の研究。「濃尾震災における岐阜県の罹災者救済策」『社

3

- 第五六号、二〇〇七年。 活動」同上第五五号、二〇〇六年、「震地伝道隊と濃尾震災救援活動」同上 と社会事業 (Ⅱ) ―」同上第五三号、二○○四年、「好善社と濃尾震災救援 第五一号、二〇〇二年、「震災実業救済会の成立過程」―濃尾震災救援活動 愛岐震災自助会の設立―」 『愛知県立大学文学部論集(社会福祉学科編)』
- 4 飯塚一幸「濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題」『日本史研究』四一二、 の岐阜県政―『歴史学研究』五七七、一九八八年。 一九九六年、重松正史「初期議会期における地方政治状況―濃尾震災前後
- 5 中央防災会議・災害教訓の継承に関する専門調査会編『一八九一濃尾震 index.htm. http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/kyoukun/rep/1891--noubiJISHIN. 災報告書』二〇〇六年。報告書全文は内閣府ホームページで閲覧できる。
- 6 中部大学ライブラリー『アリーナ』第九号、二〇一〇年。
- 7 加藤庸一『大地震之実況』東雲堂、 一八九一年、三七頁。
- 8 飯田汲事 『明治二十四年 (一八九一年)十月二十八日濃尾地震の震害と震度 分布』愛知県防災会議地震部会、一九七九年、一四四~一四六頁。
- 9 二年、三五三~三八一頁。 溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』名古屋大学出版会、二〇〇
- 10 立をめぐって―」『名古屋大学文学部研究論集』一三四、一九九九年 羽賀祥二「一八九一年濃尾震災と死者追悼―供養塔・記念碑・紀念堂の建
- 『震災景況概略』(『公文雑築』明治二十四年、国立公文書館所蔵)。
- 12 11 木沢成粛・山羽義彦編『明治震災輯録』金池堂、一八九一年、三二~三六
- 『愛知県史』愛知県、 一九一四年、 五九頁。
- 16 15 14 13 前掲『明治震災輯録』三四頁
 - 同右書、三七頁。
- びかっていたが、警察官が流言を流す者を教諭し、 住民を慰撫する諭告を発せられた。また岐阜市内でも多くの流言飛語が飛 名古屋市内では、「好弁者」が 「空想を画き浮説を唱道」する動きに対して、 噂に惑わされないこと

30

前掲

『明治二十四年十月二十八日震災記録』八頁

- 『新修一宮市史』資料編補遺四、一宮市、一九八三年、三〇九頁 を記した貼り紙を各所に貼りだした(同右書、 一五、四三頁)。
- 湯沢誠之助編「明治大地震見聞録」前掲『新修一宮市史』二七三頁

18 17

- 19 録』四六頁 『新川町史』資料編2、清須市、二〇〇七年、四一五頁、前掲『明治震災輯
- 愛知県警察部編・発行 七~八頁。 『明治二十四年十月二十八日震災記録』一八九二年
- 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、二九〇頁。

21

20

22 前掲『愛知県史』六七頁

23

- 一八九二年三月十八日御料局名古屋支所長宛願書(前掲 資料編補遺四、三〇六~三〇七頁)、前掲『明治地震輯録』一三九、 一五二~一五三頁。 『新修一宮市史』
- 『佐織町史』資料編二、佐織町、 九八七年、六三三頁

24

- 25 前掲『明治震災輯録』四三頁
- 26 名古屋市南呉服町の瓦屋・川善商店の広告文(『新愛知』十一月五日号)。
- 27 大工や日雇い労働者を斡旋する新聞広告は『新愛知』十一月一日号にはじ めて掲載された。名古屋市住吉町の一柳周旋所の広告である。 一柳周旋所
- 28 『佐屋町史』史料編四、 佐屋町、 一九八八年、九八頁。

以外の周旋所の広告はこの後もたびたび掲載されている。

29 北原糸子「ノルマントン号事件と義捐金問題」(『メディア史研究』第七号、 「一八九○年におけるオスマン朝に対する日本の義捐金募集活動―『エル トゥールル号事件』の義捐金と日本社会―」(『東洋大学社会学部紀要』四 終結―」(同上紀要四一―一、二〇〇三年)などを参照 日本の義捐金処理活動―日本社会にとっての『エルトゥールル号事件』の 〇一一、二〇〇二年)、同「一八九〇~九二年におけるオスマン朝に対する 金募集』を具体例に―」(『純心福祉文化研究』五、二〇〇七年)、三沢伸生 方財政期の貧困状況における救貧活動について―高知県の『窮民賑恤義捐 一九九八年)、同『磐梯山噴火』(吉川弘文館、一九九八年)、安岡憲彦「松

- 32 31 前掲『新修一宮市史』 資料編補遺四、三一二~三二〇頁
- 前掲『新修一宮市史』 資料編補遺四、 |三||二||〜|三|||三||
- 33 資料編2、四一六頁)。 二分の一個で、火災で全焼した家屋への援助が手厚い(前掲『新川町史 全焼五個、全潰二個、半潰一個、破損は四分の一個、死亡者一個、負傷者 蟹江町、一九七三年、七四八~七四九頁)。また、西春日井郡寺野村では 考えられる。一個は救済金額を総戸数で割った額に相当する(『蟹江町史 負傷者一個という配分規準となっており、各町村で規準は異なっていたと 海東郡西ノ森村では、 全壊家屋六個、 半壊及び大破家屋五個、死亡者五個
- 35 34 前掲『佐屋町史』史料編四、 九九頁
- 同右頁。
- 36 前掲『新川町史』 資料編2、四一四 **〜四一五頁**。
- 37 『新愛知』一八九二年六月五日付
- 38 田中菊松編‧発行『和歌山県西牟婁郡水害義捐金事件顛末取調濫費理由書 一八九一年。
- 39 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、三二二~三二五頁
- 40 村木鶴次郎編 一八八八年 『愛知県愛知郡徴兵慰労会報告 第一回』(二版) 同慰労会
- 『新愛知』一八九一年十月二十九日号
- 42 41 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、二七八~二八〇頁
- 同右書、二九二~二九三、二九五~二九六頁。
- 44 43 同右書、三〇〇頁
- 45 前掲『新川町史』資料編2、四一二頁
- 46 同右書、四一二~四一三頁。
- 47 前掲『新修一宮市史』資料編補遺四、 一九七九年、 九八四頁。 三二五頁、 『祖父江町史』 祖父江町
- 48 ||一「『亜細亜ノ孛魯西国』 = 日本の改革」 『立命館大学人文科学研究所紀要 御雇外国人であったパウル・マイエットの保険制度論については、 五九(一九九三年)を参照されたい。 羽賀祥

羽賀「一八九一年濃尾震災と死者追悼―供養塔・記念碑・紀念堂の建立を めぐって―」を参照。

50

49

- 朝刊)。 次の新聞記事を参照。「濃尾地震の鎮魂受け継ぐ」(『中日新聞』 十日朝刊)、「濃尾震災 忘れない」(『中日新聞』二〇一〇年十月二十六日 一月十九日朝刊)、「被災の教訓忘れない」(『岐阜新聞』二〇一〇年十月二 十月二十六日朝刊)、「濃尾地震 慰霊のリレー」(『中日新聞』二〇一〇年 二〇〇八年
- 一濃尾地震 一二〇年忌で法要」『毎日新聞』 十月二十九日朝刊
- 前掲『明治二十四年十月二十八日震災記録
- 『一宮市史』本文編下、一宮市、一九七七年、二八二~二八三頁
- 54 53 52 51 この記念碑に関しては、『根尾村史』史料民俗編二、根尾村、一九九六年、 三三一〜三三四頁を参照。
- 55 羽賀祥二「戦争・災害の死者の〈慰霊〉〈供養〉― を中心として―」國學院大學研究開発推進センター編 -死者への記憶装置―_[] 錦正社、二〇一〇年。 一八九〇年代の東海地域 『霊魂・慰霊・顕彰
- 56 『天然紀念物調査報告 (地質鉱物ノ部)』第二輯、) 頁 文部省、一九二七年、
- 『岐阜県史』 通史編近代上、 岐阜県、 一九六七年、 六二一頁

57



【写真 1】 震災紀念堂本堂における法要



【写真 2】 震災紀念堂本堂の地震死者の位牌



【写真 3】「震災紀念碑」(稲沢市西島町) H188 × W128



【写真 4】「震災紀念碑」(一宮市萩原町) H182 × W69



【写真 5】「震災横死者之碑」 (本巣市根尾市場) H182 × W30(碑柱部分)



【写真6】「震災横死者之碑」(左奥) と地蔵堂



【写真7】「天然紀念物根尾谷断層」標柱



【写真8】「金原明善翁頌徳碑」(本巣市樽見)



【写真9】「濃尾震災横死者の碑」(本巣市水鳥)



【写真 10】 濃尾地震断層と地震断層観察館(奥の建物)

Abstract

Movements in Local Areas Struck by the 1891 Nobi Earthquake: Damage in Northern and Western Owari and Reactions for Recovery

Shoji HAGA

A gigantic earthquake on October 28, 1891, the Nobi Earthquake, seriously damaged areas in Aichi and Gifu prefectures. This article outlines damage caused by the earthquake and discusses approaches to recovery in western Aichi Prefecture, which was the most seriously damaged area. By analyzing archival documents, this article shows details of damage and social problems caused by the earthquake, including the efforts of merchants to gain unfair profits amid food and timber shortages, issues of disposed timber and evaluations of damage to houses, and the process for distributing donated money to victims. This article concludes how social fairness was secured in the state of emergency that followed the earthquake.

Research on diverse aspects of the Nobi Earthquake has grown in recent years. However, many issues remain to be discussed, such as the roles of local administrative bodies and law enforcement agencies, rescue and medical treatment immediately following the earthquake, disputes over tax reductions or exemptions, and the reconstruction of everyday life. A description of the ceremony for the 120th anniversary of the Nobi Earthquake and the geographical distribution of commemoration monuments are included here.